

松阪市が発注する公共工事における三重県産業廃棄物税の取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、松阪市が発注する公共工事における三重県産業廃棄物税（以下「産廃税」という。）の取扱いを定めるものとする。

(契約図書への記載)

第2条 産業廃棄物が発生する工事については、特記仕様書に工事の完成年度の翌年度に本要領に基づき支払う旨（別記1）を記載して契約を交わすものとする。

(支払い)

第3条 公共工事に係る産廃税相当額は、当該工事を担当した部署（以下「担当部署」という。）が支払うものとする。なお、当該工事設計書には産廃税相当額を計上せず、請負業者の請求に応じて支払うものとする。

(支払請求)

第4条 課税された産廃税を納付した請負業者は、三重県産業廃棄物税支払請求書（第1号様式）に必要事項を記入押印のうえ、納税証明書、産業廃棄物管理票（マニフェスト）及び三重県産業廃棄物条例（平成13年度三重県条例第51号）第15条に規定する帳簿の写しを添付して担当部署に支払いの請求を行うものとする。

2 支払請求を行う期間は、当該工事完成年度である翌年度の4月1日から8月31日までの間に行うものとする。

3 支払請求は、前項の期間を超えて請求することはできない。

(数量確認)

第5条 前条の規定に基づく請求をうけた担当部署は、当該工事の設計図書の設計数量と比較し、請求に係る数量が当該設計数量以内であることを確認した後でなければ、請求数量に対する産廃税相当額を請負業者に支払うことができないものとする。

(予算措置)

第6条 産廃税相当額の予算措置は、当該工事の担当部署が三重県産業廃棄物税支払い請求総括表（第2号様式）に取りまとめ、予算要求するものとする。ただし、委託工事については委託者が予算要求するものとする。

附 則

この要領は、平成17年1月1日から施行する。

別記 1

特記仕様書への記載例

本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、請負者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式(三重県産業廃棄物税支払請求書)に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。

なお、この期間を超えて請求することはできない。

また、設計数量を超えて請求することはできない。

第1号様式(第4条関係)

三重県産業廃棄物税支払請求書

年　月　日

松 阪 市 長 様

住所

商号又は名称

代表者名

印

年度分の三重県産業廃棄物税の課税対象となりましたので、納税証明書、マニフェスト及び三重県産業廃棄物税条例第15条に規定する帳簿の写しを添えて、下記工事に係る産業廃棄物税相当分の支払いを請求いたします。

| 工事名 | 廃棄物の種類 | 数量(t) [A] | 施設の 処理係数 [B] | 課税標準(t) [C=A×B] |
|-----|--------|--------------|--------------------|--------------------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 合計 | | | | |

| | | |
|------|--------------------------|---|
| 請求金額 | 課税標準C(t) × 1,000円 × 1.05 | 円 |
|------|--------------------------|---|

第2号様式(第6条関係)

三重県産業廃棄物税支払い請求総括表

| 工事名 | 請負業者名 | 課税標準(t) | 請求金額(円) |
|-----|-------|---------|---------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 合計 | | | |

三重県産業廃棄物税の概要

三重県産業廃棄物税（以下「産廃税」という。）「三重県産業廃棄物税条例」（平成 14 年 4 月 1 日施行）に基づき課税される税であり、その概要は下記のとおりである。

（1）納稅義務者（条例第4条）

産業廃棄物を三重県の最終処分場及び中間処理施設へ排出する事業者〔公共事業の場合は原則として請負業者となる。〕

中間処理施設：中間処理業者が設置する産業廃棄物処理施設

最終処分場：産業廃棄物を埋立処分するための産業廃棄物処理施設

（2）課税対象（条例第4条）

産業廃棄物の三重県の最終処分場又は中間処理施設への搬入

（3）課税標準（第7条、第8条）

1. 最終処分場への搬入の場合

：当該産業廃棄物の重量

2. 中間処理施設への搬入の場合

：当該産業廃棄物の重量に一定の処理係数（産業廃棄物の処理施設ごとの減量化を考慮した係数）を乗じて得た重量

3. 再生施設への搬入の場合

：課税免除

再生施設とは「中間処理施設のうちリサイクル率 0.9 以上であると知事が認めた施設」及び「廃棄物処理法施行令第2条第9号に掲げる産業廃棄物を破碎する施設〔がれき類（Co 塊、As 塊）を破碎する中間処理施設〕

（4）税率（条例第9条）

1,000 円／t

（5）免税点（条例第10条）

当該年度（課税期間）における排出事業者の搬入量が 1,000t 未満の場合は、非課税。

（免税点は事業所ごとに判断する。）

（6）徵収方法等（条例第11条、12条）

申告納付（納稅義務者の申告に基づき税を納付する方法）

：課税期間終了から 7 月末まで

〔当該年度の産業廃棄物搬入量に対する税額を次年度に納付する。〕

- ・請負業者が JV（共同企業体）の場合は、構成する各社の出資比率により課税標準を按分する。
- ・端数の処理は税額で行うものとする。
- ・処理係数（条例第7条）は、中間処理による減量化を考慮したものであり、換算係数（規則第5条）は、重量の計測が困難な場合に、容量を重量（課税標準）に換算するための係数である。
- ・債務負担、繰越等で複数年度にまたがる場合の支払請求は、工事完成年度の翌年度にまとめて行うこととする。